

# 核軍縮・不拡散と 使用済み燃料・核廃棄物問題

## －日本の課題－

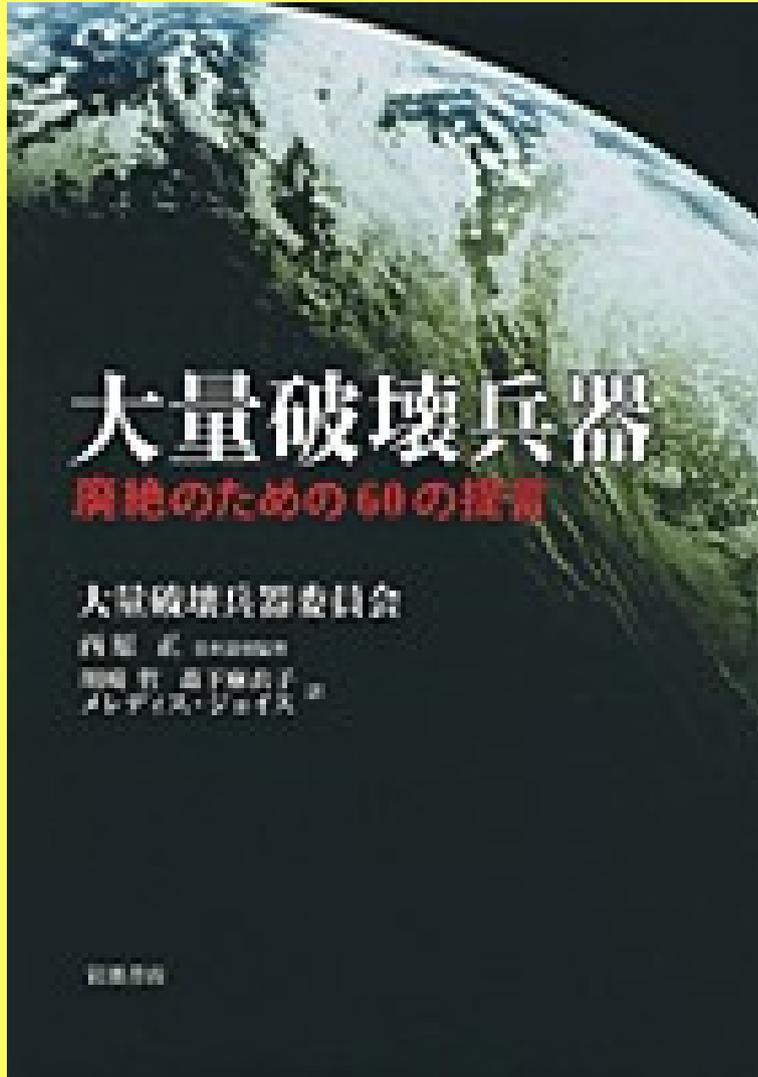
2013. 11. 10  
日本平和学会秋季研究大会

川崎哲(ピースボート)

イラク

シリア

化学兵器禁止機関の  
ノーベル平和賞受賞

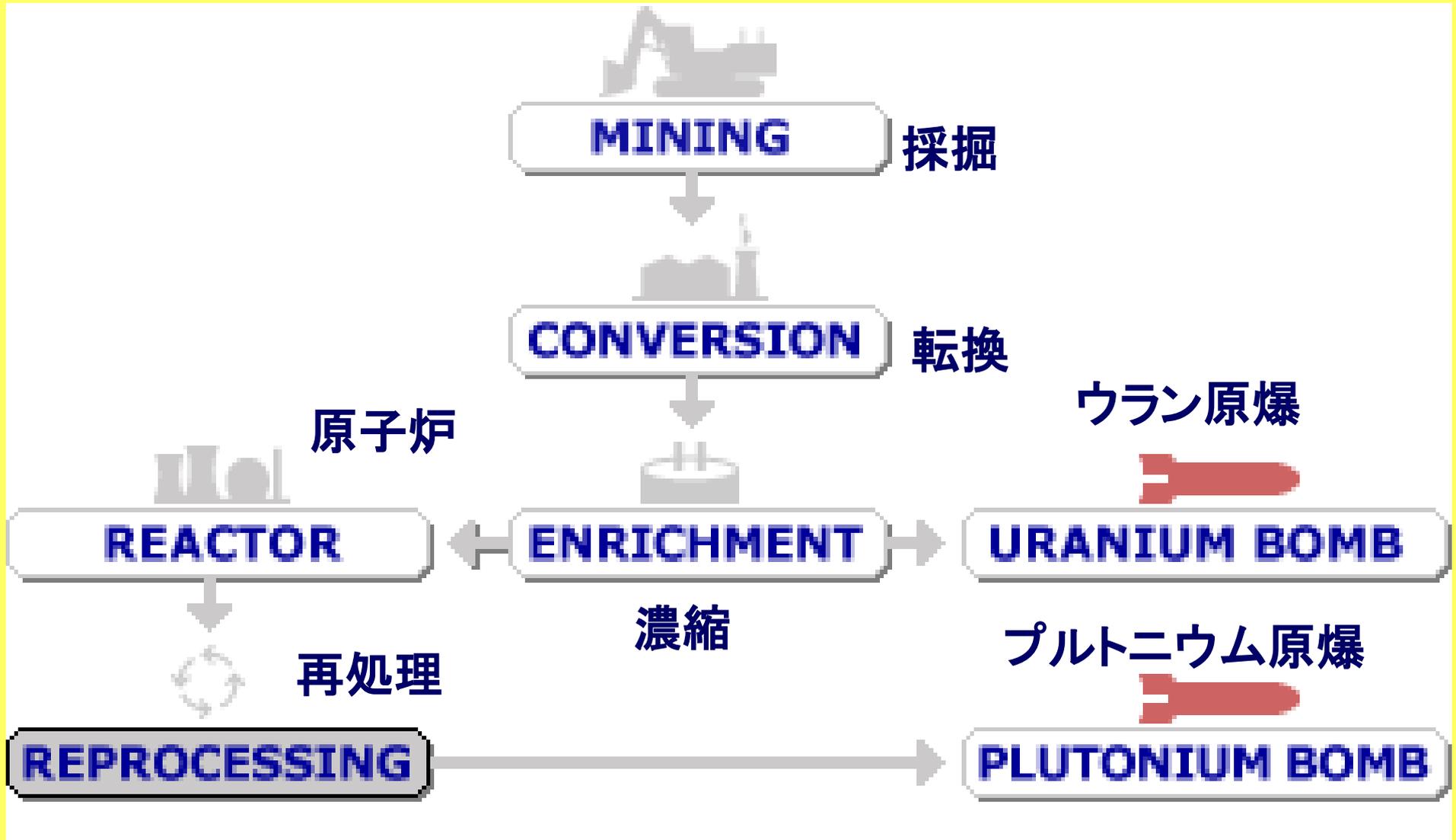


# 大量破壊兵器

- ・核兵器
- ・化学兵器
- ・生物兵器
- ・弾道ミサイル

軍事技術と民生技術の両用性

# 核燃料サイクルと核拡散



# 使用済み燃料の再処理工場

## Reprocessing Plant of Spent Fuel



# 濃縮・再処理規制の動き

## Controlling enrichment and reprocessing

2004. 2 **ブッシュ大統領不拡散7提案** Bush Non-Proliferation Proposals

2004. 4 **国連安保理、不拡散決議** UNSC Res on Non-proliferation

2005. 2 **IAEAエルバラダイ構想** IAEA ElBaradei Initiatives

2005.3 **アナン国連事務総長報告** UNSG Annan Report

**カーネギー国際平和財団報告** Carnegie Endowment Report

2005.12 **IAEAとエルバラダイ、ノーベル平和賞** Nobel Prize to IAEA

# 濃縮・再処理の規制案

## Proposals to control enrichment/reprocessing

### ■エルバラダイ構想 EIBaradei Initiative

濃縮・再処理施設の新規建設を5年間凍結

その間に多国間管理を検討

Moratorium of new facilities, establish multilateral control

### ■アナン国連事務総長 UN Secretary General Annan

濃縮・再処理技術を自主的に放棄

Promote voluntary abandonment of the technologies

# 平和利用の権利

## Right of Peaceful Use

### NPT第4条：平和利用の権利

Article IV of NPT: “Ineligible Rights” for Peaceful Use of Nuclear Energy

この条約のいかなる規定も、**…平和的目的のため  
の原子力の研究、生産および利用を**発展させること  
についての**すべての締約国の奪い得ない権利に**影響を  
及ぼすものと解してはならない。

### 平和利用の権利の一部制限？

Partial restriction on the right of peaceful uses?

# 六ヶ所村 再処理工場

## Rokkasho Reprocessing Plant

### ■ 非核兵器国で初のプルトニウム商業生産施設

First commercial plutonium production facility among NNWS

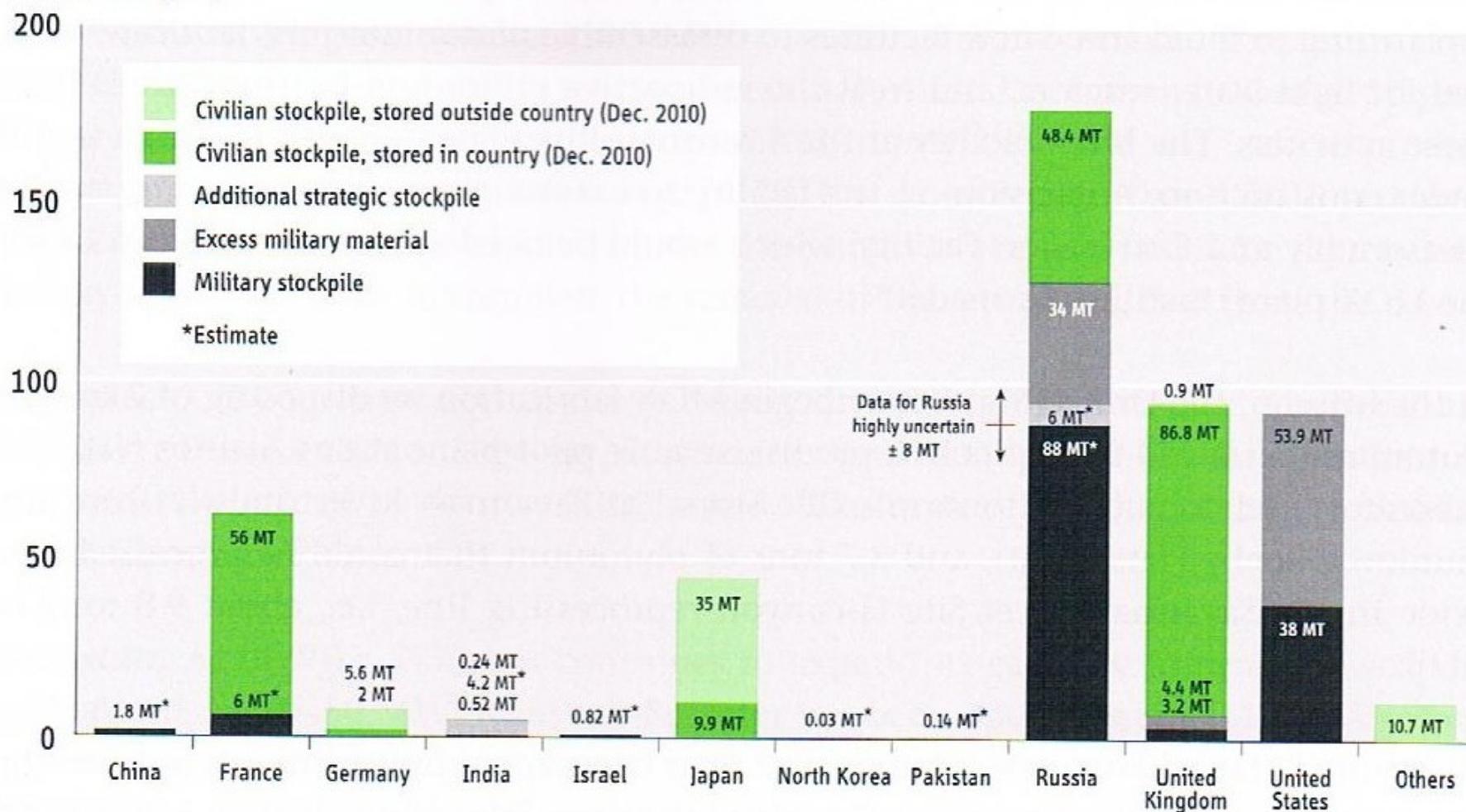
### ■ 年間最大8トンのプルトニウム(原爆1000発分)

Separate up to 8tons of Plu, equivalent to 1,000 bombs

### ■ 再処理を進める理由／世界への影響

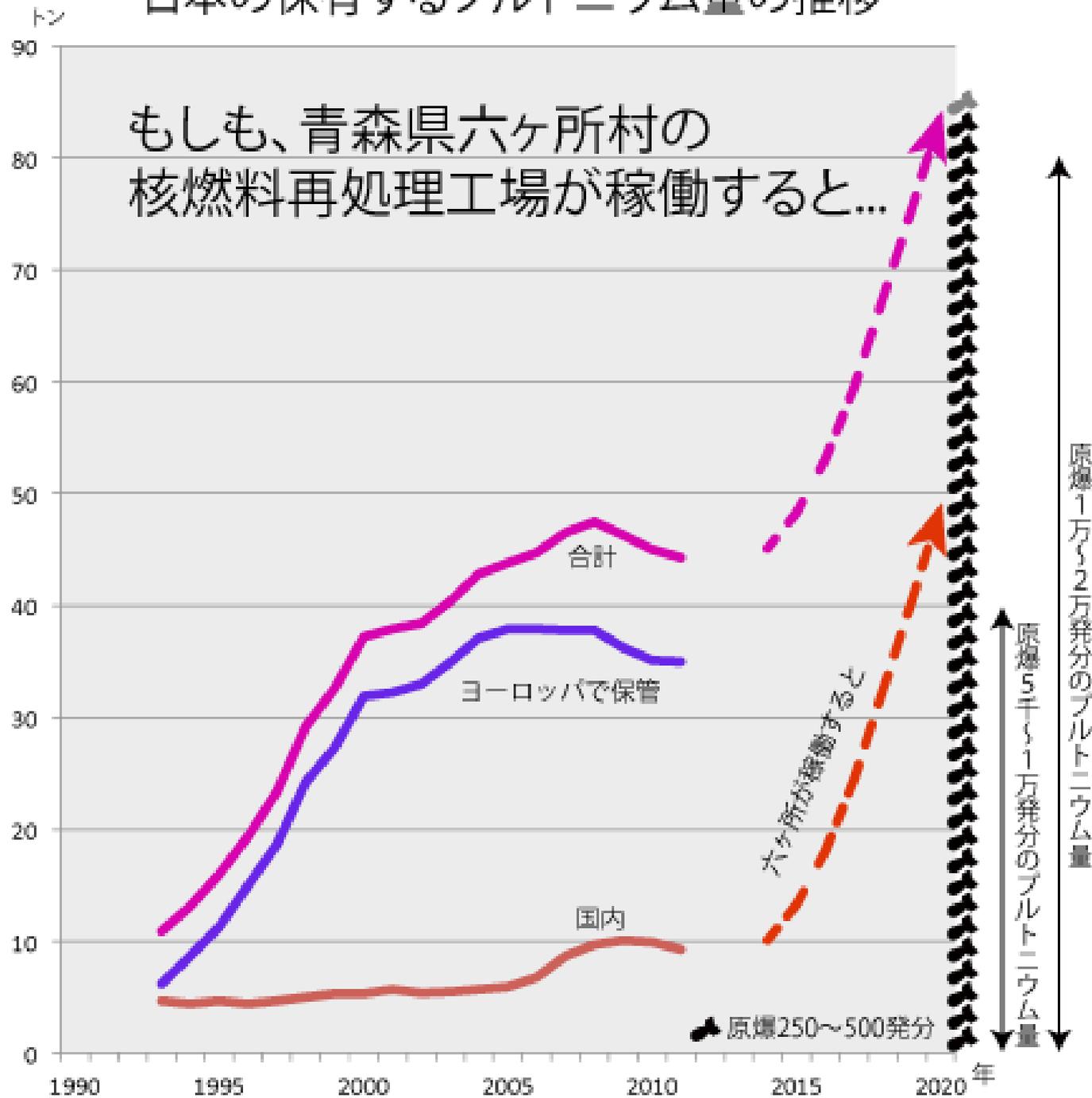
Motivation to promote reprocessing / Impact to the world

Metric tons [MT]



出典：核分裂性物質国際パネル(IPFM)

# 日本の保有するプルトニウム量の推移



出典：  
核情報  
<http://kakujo.net>

第181回国会(臨時会)  
参議院  
質問主意書

質問第27号

使用済核燃料とプルトニウムに関する質問主意書

2012年11月6日

福島みずほ議員

一 核不拡散と核セキュリティに関わる国際的責任に鑑みて、「余剰プルトニウムを持たない」ということが日本政府の基本方針であることは、新戦略決定以後の今日においても変わりはないか。変わりがない場合は、これを法制化する意志はあるか。

「原子力政策大綱」(平成十七年十月十一日原子力委員会決定)において示された「利用目的のないプルトニウムを持たないという原則」については、同月十四日に、原子力政策に関する基本方針として尊重する旨の閣議決定がなされており、「革新的エネルギー・環境戦略」(平成二十四年九月十四日エネルギー・環境会議決定。以下「戦略」という。)においても引き続き従来の方針に従い再処理事業に取り組むこととされており、現在もその原則に変更はなく、また、現時点で法制化の必要はないと考える。

二 ヨーロッパにある日本のプルトニウムの利用計画を信憑性のある形で具体的に明確化し、「計画遂行に必要な量」を追加する必要があることを示せるまでは、六ヶ所再処理工場でこれ以上のプルトニウムを分離しない方針を宣言することが、余剰プルトニウムは持たないと表明してきた日本の国際的責任ではないか。

核燃料サイクルについては、戦略において、従来の方針に従うこととしており、政府としては、核不拡散や原子力の平和的利用という国際的な責務を果たしながら、関係自治体との約束を重く受け止めて再処理事業に取り組まなければならないと考えている。

三 原子力委員会について廃止を含めた見直しが進められている。同委員会が廃止された場合、日本が利用目的のないプルトニウムを持たないことを説明する責任及びそれを確保する責任を持つ主務官庁は、それぞれどこになるのか。

原子力委員会については、その在り方に関する抜本的な見直しに向けた検討の場を設け、今後の原子力行政の体制の在り方について議論しているところであり、現時点ではお尋ねにお答えすることは困難である。

# 原発ゼロ社会への道

新しい公論形成のための  
中間報告



2013年10月  
原子力市民委員会

原子力市民委員会  
(CCNE)

## 2-3 核燃料再処理政策の転換

核燃料再処理を行わず、海外にも処理を委託しないことを即時に決定する。六ヶ所再処理工場にある各種の放射性廃棄物については暫定貯蔵を行い、負担の公平の原則に立って移管先をみつける。六ヶ所再処理工場（青森県六ヶ所村）、東海再処理施設（茨城県東海村）は廃止措置をとり、現在までに発生した高レベル放射性廃液は固化のうえ、処分方法が定まるまで貯蔵・管理を行う。解体作業に伴う被ばくを抑えるため、拙速に更地化をめざさない。

日本原燃株式会社は、再処理事業から撤退し、必要な債務処理を実施する。政府は、核燃料再処理政策の転換の姿勢を明確にし、必要な措置を講ずる。

## 2-4 使用済み核燃料のリスク低減政策

使用済み核燃料（使用済み MOX 燃料を含む）は現行のプール貯蔵から乾式貯蔵へと速やかに移行し、高レベル放射性廃棄物として処分されるまでの間、安全に管理されなければならない。数百年以上にわたる暫定保管を行う場合には、さらに技術的な検討が必要となる。当面は、核燃料を発電に使用した原発敷地内での乾式貯蔵を基本とし、地方自治体が課している法定外普通税である核燃料税（使用済み核燃料税を含む）を継続する。

## 2-5 プルトニウム処理・処分政策（プルサーマル政策を含む）

プルトニウムは放射性廃棄物として位置づけ、その処理方法を検討する。英仏への再処理委託によって生じたプルトニウムは、他の放射性廃棄物との交換や、万全のセキュリティ対策を講じた上での返還を検討する。プルサーマルはプルトニウム焼却の方法としての可否を検討する。